

## 北広島市ボールパーク推進期成会規約

(名称)

第1条 この会は、北広島市ボールパーク推進期成会(以下「期成会」という。)と称する。

(目的)

第2条 期成会は、北広島市における北海道日本ハムファイターズのボールパーク構想の実現を図るため、官民一体となってその機運を醸成し、推進することを目的とする。

(事業)

第3条 期成会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボールパーク構想の実現に向けた市民意識の高揚のための啓発活動に関すること。
- (2) 北海道日本ハムファイターズの応援活動に関すること。
- (3) その他期成会の目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

第4条 期成会は、期成会の目的に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第5条 期成会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 若干人
- (4) 監事 2人

2 会長は、北広島市長とする。

3 副会長、理事及び監事は、市内の関係機関及び団体の代表者をもって充てる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員職務)

第7条 会長は、期成会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する順序に従い、その職務を代理する。

3 理事は、期成会の主要な事項の審議及び会務の運営に当たる。

4 監事は、期成会の会計を監査する。

(会議)

第8条 期成会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。

(総会)

第9条 総会は、期成会の予算及び決算並びに期成会の運営に関する重要事項を審議及び決定する。

2 総会は、役員その他会長が必要と認める会員を招集することにより開催する。

3 総会の議事は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、総会に付議すべき事項について審議する。

(経費)

第11条 期成会の経費は、補助金、助成金、寄附金、賛助金その他の収入をもってこれに充てる。

2 期成会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 期成会の事務局は、北広島市企画財政部ボールパーク推進室ボールパーク推進課に置く。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、期成会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成30年5月22日から施行する。

(経過措置)

2 期成会の設立の当初における会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、当該設立の日から平成31年3月31日までとする。